

たいほく法人

Vol.59

令和2年9月
(一社)大北法人会

(題字：遠藤好一さん)



シモツクソウ

【写真提供 株五竜様】

白馬五竜高山植物園 白馬村

五竜岳をはじめとした標高3,000m級の北アルプスを望む標高1,515mのエイブル白馬五竜アルプス平には、日本有数の高山植物園が広がっています。毎年6月から10月まで300種類以上200万株の様々な高山植物が山を彩ります。

山麓からゴンドラに乗って約8分、更に植物園の最上部までは2人乗りリフトで行くことができるので、登山でもしないと出会えない高山植物を、こちらではお子様からご年配の方まで気軽に観察できるのが魅力のひとつです。爽やかな風を感じながら足元に咲く花々を楽しむのも良いかもしれません。季節ごとに装いを変えながら人々に癒しを与えてくれる山々は、9月下旬には秋色に染めて皆様をお迎えしてくれる事でしょう。

主	会長・税務署長あいさつ……………	2
	第8回通常総会開催……………	3
な	人事異動……………	7
	納税猶予の特例……………	8
内	社会保険労務士より……………	12
	産業カウンセラーより……………	14
容	事業報告……………	15
	法人会からのお知らせ……………	15
	法人会自主点検 チェックシート……………	16



<ヒマラヤの青いケシ> メコノプシス・グランディス

標高4,000m前後に自生する青いケシ、2010年7月オープンした「スイスアルプス・ヒマラヤエリア」において開花が始まりました。見頃は7月。

栽培が困難なため、国内で観察できる植物園は限られているようですが、こちらでは種から育てた青いケシを自生地さながらの姿で観察する事が出来るそうです。

白馬五竜高山植物園 エスカルプラザ
〒399-9211 長野県北安曇郡白馬村神城22184-10
TEL0261-75-2101 FAX0261-75-2832



ごあいさつ

一般社団法人大北法人会
会長 薄井 朋介

会員の皆様には日頃より法人会活動に対しまして多大なるご協力をいただきありがとうございます。

本年は2月の新型コロナウイルス発生以来、すべての活動が止まってしまいました。

社会生活の上でも仕事の上でも初めて経験する事ばかりが続いておりますが会員の皆様にはいかがお過ごしでしょうか。先の見えない状況の中大きな不安を抱えていることとお察しいたします。

4月7日発出された緊急事態宣言はそれなりの抑制効果はありましたが経済活動には大きな痛手となりました。5月25日には解除され、いったんは落ち着きを見せたものの、その後、地方での感染者が急激に増え今に至っております。大町市でもクラスターが発生しさらに大きな不安を抱えることとなりました。

政府の発表によりますと我が国の経済は4月から6月のGDPは年率にするとマイナス28.7%とリーマンショックの27.7%を上回っており過去最悪のマイナス成長と発表がありました。

政府はコロナ対策として中小企業への持続化給付金、運転資金の貸し付けなどの諸策を講じておりますが、手続きが煩雑で受け付け官庁でも取り扱いの内容について統一されていないなどの不具合も続いております。

コロナによる倒産が増加する中、中小企業中心の法人会の会員にとりましては何よりも企業の存続が最重要課題と考えます。国、地方自治体のコロナ対策を十分検討し、金融機関も交えて、諦めることなく前向きに取り組んでゆくことが重要です。苦しみは続きますがコロナに負けず頑張ります。

法人会の「理念」
法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し
地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する
経営者の団体である



ごあいさつ

大町税務署
署長 池田 孝

この度の人事異動で、関東信越国税局から大町税務署長として着任いたしました池田でございます。出身は小布施町で、長野県勤務は30年ぶりとなりますが、北アルプスの山々の麓に位置する自然豊かなこの地に勤務できることを大変嬉しく光栄に思っております。

一般社団法人大北法人会の皆様には、日頃から税務行政全般にわたり深いご理解と多大なご支援・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

大北法人会におかれましては、法人会の理念に則り、多年にわたり会員の積極的な自己啓発を支援されているほか、税務行政のよき理解者として、税に関する「研修会」をはじめ、「租税教室」や「絵はがきコンクール」などの開催を通じまして、正しい税知識の普及や納税意識の高揚にご尽力いただいております。改めて感謝申し上げます。

さて、私ども国税当局は、国民の皆様からの理解と信頼の下、「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」という使命を果たすべく、税務行政の周知、広報及び納税者サービスの充実に努めているところでございます。

特に今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業所の休業や飲食店の営業自粛などの影響が経済に大きな影を落とす状況の中、既存の納税の猶予制度や申告期限の延長制度のほか、新たに制定された納税緩和措置が活用されるよう、積極的に広報を行うとともに、納税者の皆様からの相談には親切・丁寧に対応していきたいと考えております。

これからの税務行政を取り巻く様々な課題に取り組んでいくためには、私どもの力のみでは自ずと限りがあり、法人会の皆様のお力添えが必要不可欠であります。

今後とも、税務行政の円滑な推進のため、一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人大北法人会の益々のご発展、会員の皆様方のご健勝と事業のご繁栄を心より祈念申し上げます、あいさつとさせていただきます。

令和2年度

第8回 通常総会開催

5月27日、大町商工会館大会議室において、第8回通常総会を開催しました。新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、講演会や懇親会は開催せずご来賓もお迎えすることなく出来る限りの感染防止策を講じたうえで規模を縮小し開催しました。提出された議案は全て原案通り承認されました。

◆報告事項

1. 令和元年度事業報告について
2. 公益目的支出計画実施報告について
3. 令和2年度事業計画書並びに収支予算書について
4. 令和3年度税制改正要望事項について

◆審議事項

- 第1号議案 令和元年度財務諸表承認の件



令和2年度 全国法人会総連合 功労者表彰

理事の塩島康仁さん(南塩島組)が、令和2年度全国法人会総連合の功労者表彰を受賞されました。

塩島さんは、平成21年より本会の理事をお務め頂き、現在は白馬支部の副支部長としても活躍されています。この度の受賞に対して心よりお祝い申し上げますと共に長きに渡り当会の運営にご尽力賜っております事に深く感謝申し上げます。

令和3年度税制改正要望事項 一般社団法人大北法人会

■総論

長野県内に於いては、昨年台風19号災害から暖冬による雪不足、そして一向に終息が見えない新型コロナウイルス感染症が世界各地に拡大し、全く先行きが見通せない状況下、国民の不安は募る一方であります。政府には地方の経済が疲弊してしまわないよう事業者への手厚い支援策を講じて頂きたいと思っております。

また、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止する為、国民が一致団結して協力し合えるように断固とした実行力をもって先頭指揮をとって頂く事を切に望みます。

■各論

1. 中小企業の活性化に資する税制措置について

印紙税が創設されたのは明治6年である。消費税増税等経済実態の変化に伴い、17号文章である金銭等の受取書については、中小企業の取引実務にも配慮して5万円未満の免税点が設けられているが、他方、経済取引の数は莫大に増えており、印紙税に係る事務コストや税負担が中小零細企業を始め企業にとって無視できないコストとなっている。「公平」「中立」「簡素」というのが税制の基本原則であるが、電子取引などに対して印紙税は課税されないなど、取引手段の選択によって課税の公平性が保たれていない現実も垣間見えている。

特に、小売・物販業等においては、近年、印紙税が非課税扱いであるカード決済が増大してきており、印紙税が取引実態の変化に対応できていないとの指摘も強い。例えるならば、公平性の確保の観点から17号文章の課税廃止等、制度の根底からその在り方を早急に検討する事が必要である。

また、当地域の中核産業のひとつである宿泊業にとって建物に係る固定資産税に関し、平成26年の税制大綱によって短縮されたとは言え最大45年であるため、建築年数が経過しても評価額が下がらず実態に即したものにない。宿泊業の活性化のためにその評価をより公平かつ現実的なものにする事を要望する。

2. 事業承継税制について

平成30年度の税制改正により、発行済み全株式が相続税や贈与税の猶予対象になった事は極めて画期的であり運営順風であった中小企業が、代表者の死去による交代に直面した際、相続税納付が困難であった事を理由に廃業するなどのリスクが軽減されていると考えられます。しかし、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限(総株式数の3分の2までの撤廃や、納税猶予割合の引き上げ(80%から100%)、承継者の人数(1人から3名迄)等の特例措置は評価できるが、その運用条件に総議決権割合50%制限があり利用しにくい。より多くの人が運用できるよう割合を45%程度とする事を要望する。

また、納税猶予制度は利便性を向上させた結果、制度が極めて複雑化してしまった上に、税制として運用される機会が極めて稀な税制であるが為に、税理士の経験不足や納税者の理解不足などにより、問題解決に長い時間が必要になる場合が考えられます。そうした諸問題を解決へ導くためには、各税務署の資産課税部門がより門戸を開いた指導を税理士及び民間企業に対して行うべきだと考えます。

3. 消費税の軽減税率導入による課題等について

消費税の軽減税率の導入後、初の決算期を迎える企業が出始めていると推測される。一般的な中小企業会計において、新聞購読料、会議費のうち飲食代等、経費科目の中に軽減税率対象の品目が少なからず混在する状況にあるのだからという事は容易に想像できる。しかしながら、それらの軽減税率対象の仕分けが確実になされているかどうかは定かではない。軽減税率の導入により、消費税申告へ向けた租税計算が、簡易的な方法では実質的に不可能になったと言える。軽減税率の影響を大きく受けている小規模飲食店等の事業者にとって、本則課税の租税計算が各法人の運営コストに見合った形で簡便に実行できる何らかの手立てを簡易課税とは別に用意するべき時が来たのではないかとと思われる。

消費税率引き上げの本来の目的は、「社会保障と税の一体改革」であるが、税を人気取り政策に利用したために本来の目的が達成されないばかりでなく、公平公正な運用が極めて困難であり、事務負担が過重なものになっていると感じている。

第8回通常総会報告 ＜総会議案書より抜粋＞ 令和元年度事業報告

1.公益事業

税務経営支援事業

- (1) 決算説明会の開催
開催日：4/16、6/5、8/7、10/9、1/24
開催場所：大町商工会館大会議室
講師：大町税務署
- (2) 新設法人説明会の開催
開催日時：1月23日 午後1時30分より
開催場所：中心市街地多目的ホール
講師：大町税務署法人課税
- (3) 講演会の開催
開催日時：5月30日午後4時00分より
開催場所：立山プリンスホテル
講師：林家カレー子氏(漫才師)
演題：『商売繁盛の秘訣
～それはア・イ・ウ・エ・オ!～』
- (4) 青年部研修会の開催
開催日時：7月16日 午後4時00分より
開催場所：中心市街地多目的ホール
内容：改正労働基準法対策セミナー
講師：荒木康之氏
(株)ヒューマンリソースみらい代表取締役)
- (5) 『春の女性セミナー』
3月3日開催予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としました。
- (6) 研修用DVDレンタルサービスの実施
- (7) インターネットセミナーサービスの実施
アクセス数：6,337件
一般ログイン数：92件
会員ログイン数：770件
- (8) 広報誌の発行
『たいほく法人』第57号 9/20
『たいほく法人』第58号 2/20
- (9) 支部関係
大町支部：講演会の開催
開催日時：11月27日 午後4時00分より
開催場所：大町商工会館 大会議室
講師：田原ひとみ氏(防災士/介護士)
演題：『緊急災害時
お客様と従業員を守る対応法』

税の啓発提言事業

- (10) 租税教育活動の実施
 - ① 租税教室
開催日時：7月19日10時50分～11時35分
開催場所：大町市立八坂小学校
講師：青年部
対象者：6年生児童13名
 - ② 大町やまびこまつり参加
『税金クイズ大会開催…青年部
開催日：8月3日(土)
開催場所：大町市上仲町
内容：税金クイズ大会
 - ③ 租税教育担当者研修会参加
開催日時：9月20日午後1時15分～
開催場所：大町合同庁舎301・302号会議室

- ④ 中学生・高校生の「税に関する作文」
(大北租税教育推進協議会主催)
選考会：10月16日 会長
表彰式：11月13日 会長
- ⑤ 第6回『税に関する絵はがきコンクール』
募集期間：5月1日～9月30日
応募総数：127点
作品審査：11月8日
表彰式：12月13日 白馬南小
12月18日 八坂小、大町北小
12月19日 大町南小

(11) 税制に関する調査研究

- ・ 請願陳情活動の実施
 - ① 税に関するアンケート調査の実施
 - ② 税制改正要望活動の実施
全法連でまとめた「令和2年度税制改正に関する提言」により、各市町村長及び議会議長に対し要望活動を実施した。
実施日 大町支部 12月12日
池田支部 12月26日
松川支部 12月26日
白馬支部 12月16日
小谷支部 12月19日
 - ③ 税制及び税務に関する調査研究の実施
 - 1) 第36回法人会全国大会(三重大会)参加
開催日：10月3日
会場：三重県津市産業スポーツセンター
内容：第1部 記念講演会
【テーマ】『皇室と神宮』
【講師】音羽悟氏
(伊勢神宮 広報室広報課長)
第2部 式典
『令和2年度税制改正に関する提言』
報告
青年部による租税教育活動報告
 - 2) 第14回全国女性フォーラム(富山大会)参加
開催日：平成31年4月25日
会場：富山産業展示館テクノホール
内容：第1部 記念講演会
【テーマ】『我が映画人生』
【講師】奥田 瑛二氏
(俳優/映画監督)
第2部 式典
大会宣言、租税教育活動の事例発表
 - 3) 第33回法人会全国青年の集い(大分大会)参加
開催日：令和元年11月7日(木)
内容：健康経営プロジェクト推進会議
全法連青年部会連絡協議会
租税教育活動プレゼンテーション
部会長ウェルカムパーティー
開催日：11月8日(金)
内容：部会長サミット(円卓会議)
大会式典・記念講演
【テーマ】『ポジティブ志向
～健康な心と体で未来を動かす』
【講師】アンミカ氏
会場：iichiko総合文化センター他
- (12) 広報活動の実施
- ① 納税意識の高揚を目的に、地方紙「大糸タイムス」や広報誌「たいほく法人」へ掲載することによりe-Taxの普及及び消費税期限内納

付を呼び掛けた。

- ②研修会等で税制及びe-Tax・ダイレクト納付等のチラシを配布し普及拡大に努めた。

地域社会貢献事業

- (13) 各支部による地域の実情に合わせた地域社会貢献事業の実施

- ①大町支部 11月20日
大町公園整備事業に協力し、染井吉野の桜の苗木1本を植栽し大町市へ寄贈した。
- ②池田支部
5月11日
・町の「花とハーブの町づくり」に協賛した事業で、コンクリート製プランターへ花を植栽し管理を近隣企業へ委託した。
・林中工業団地17基、ハーブセンター10基
11月14日
・プランター移設作業高瀬荘11基を林中工業センターへ移設
- ③松川支部
村の「花の咲いている村づくり」事業に協賛し、花壇への植栽作業(5月11日、6月7日)に参加した。また、福祉向上を目的に、松川村社会福祉協議会にプロジェクターとスクリーンを寄贈した。(2月27日)
- ④白馬支部 8月9日～10日
プロジャズピアニストの椎名豊氏により「ジャズ」の特性を生かした教育活動、指導・普及活動・地域社会・国際社会に貢献する青少年の育成を目的として、村内の小中高校生を対象にジャズのレクチャーと一般公開でコンサートを行った。
- ⑤小谷支部
R148号線沿い3ヶ所に「ゴミ捨て防止」看板の設置(4月11日)・撤去作業(11月21日)を実施した。(毎年冬期は除雪ため取り外している)また、10月3日には村内2か所にクマ警告用「野外チュウブラーベル」を作成し設置した。
- (14) 女性部・青年部による『綿の布』事業
企業や家庭で使用しなくなった綿の布を集め使いやすく加工し福祉施設へ寄贈した。
加工作業：11月29日
寄贈日：12月13日、12月19日
寄贈先：福祉プラザゆうあい館(松川村)
特別養護老人ホーム虹の家(大町市)
特別養護老人ホーム白嶺(白馬村)
寄贈品：カットした綿の布
タオル(約1,000枚分)
ボックスティッシュ 180箱

2. 共益事業

会員支援事業

- (1) 会員親睦ゴルフ大会開催
開催日：9月14日(土)
会 場：穂高カントリークラブ
参加者：20名
- (2) 女性部親睦旅行の開催
開催日：10月7日(月)
内 容：迎賓館赤坂離宮見学
- (3) 県連「青年部合同例会」参加支援
開催日：10月25日(金)

- 会 場：飯田市シルクホテル
(4) 視察研修旅行開催
開催日：11月15日(金)～16日(土)
コース：造幣局さいたま博物館と
三峯神社・SL列車の旅

- (5) 各支部の会員支援事業

- ①大町支部
○研修会開催
開催日：4月23日(火)
会 場：大町商工会館大会議室
内 容：消費税軽減税率制度の補助金について
- ②池田支部
○経営情報資料の配布
配布日：3月26日
配布品
・新型コロナウイルス感染症対策の
経済産業省施策資料
・長野県BCP策定支援プロジェクト資料
・長野県SDG s 推進企業登録制度資料
・災害対応品セット
- ③松川支部
○全体集会 労務研修会開催
開催日：5月13日(月)
会 場：松川村商工会館
内 容：働き方改革について
講 師：社会保険労務士 水野誠也氏
- ④白馬支部
○冊子の配布
配布日：8月20日
冊子名：『働き方改革いよいよスタート
企業がやるべき実務対応』
- ⑤小谷支部
○研修会開催
開催日：5月8日(水)
会 場：白馬アルプスホテル
内 容：消費税軽減税率制度説明会
- 会員親睦忘年会開催
開催日：12月16日
会 場：ホテルグリーンプラザ白馬
- (6) 会員増強運動の実施
○会員の状況
令和元年度 入会9社 退会15社
令和2年3月末 会員数 653社
- 青年部・女性部の状況
青年部 23名
女性部 44名

厚生制度推進事業

- (7) 法人会福利厚生制度の推進
(大同生命・AIG・アフラック)
- (8) 生活習慣病予防検診の実施
(全日本労働福祉協会)
- (9) PET/CT検診の実施(長野赤十字病院)

3. その他

- (1) 諸会議の開催
①第7回(社団化32回)通常総会開催
開催日：5月30日

た い ほ く 法 人

令和元年度正味財産増減計算書<事業別>

(自平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

【単位：円】

令和2年度収支予算書

(自令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)

【単位：円】

科 目	当年度	前年度	増減
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取会費	4,462,500	4,517,500	△ 55,000
受取補助金等	6,004,400	5,718,300	286,100
雑収益	395,567	408,186	△ 12,619
【経常収益計】	10,862,467	10,643,986	218,481
(2) 経常費用			
事業費	8,790,765	7,738,410	1,052,355
(税務経営支援事業)	800,802	782,830	17,972
(税の啓発提言事業)	471,230	399,171	72,059
(地域社会貢献事業)	495,441	500,007	△4,566
(会員支援事業)	1,473,935	823,476	650,459
(厚生制度推進事業)	23,880	116,240	△92,360
(事業費共通費用)	5,525,477	5,116,686	408,791
管理費	2,769,322	2,811,927	△42,605
【経常費用計】	11,560,087	10,550,337	1,009,750
【当期経常増減額】	△697,620	93,649	△791,269
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
【経常外収益計】	—	—	—
(2) 経常外費用			
【経常外費用計】	—	—	—
【当期経常外増減額】	—	—	—
【税引前一般正味財産増減額】	△697,620	93,649	△791,269
【法人税及び住民税】	71,000	71,000	—
【当期一般正味財産増減額】	△768,620	22,649	△791,269
【一般正味財産期首残高】	15,316,880	15,294,231	22,649
【一般正味財産期末残高】	14,548,260	15,316,880	△768,620
II. 指定正味財産増減の部			
【当期指定正味財産増減額】	—	—	—
【指定正味財産期首残高】	—	—	—
【指定正味財産期末残高】	—	—	—
III. 正味財産期末残高	14,548,260	15,316,880	△768,620

科 目	予算額
I. 一般正味財産増減の部	
1. 経常増減の部	
(1) 経常収益	
受取会費	4,500,000
受取補助金等	6,570,900
雑収益	283,000
【経常収益計】	11,353,900
(2) 経常費用	
事業費	8,947,500
(税務経営支援事業)	833,000
(税の啓発提言事業)	425,000
(地域社会貢献事業)	525,000
(会員支援事業)	1,770,000
(厚生制度推進事業)	30,000
(事業費共通費用)	5,364,500
管理費	2,331,500
【経常費用計】	11,279,000
【当期経常増減額】	74,900
2. 経常外増減の部	
(1) 経常外収益	
【経常外収益計】	—
(2) 経常外費用	
【経常外費用計】	—
【当期経常外増減額】	—
【税引前一般正味財産増減額】	74,900
【法人税及び住民税】	71,000
【当期一般正味財産増減額】	3,900
【一般正味財産期首残高】	15,186,600
【一般正味財産期末残高】	15,190,500
II. 指定正味財産増減の部	
【当期指定正味財産増減額】	—
【指定正味財産期首残高】	—
【指定正味財産期末残高】	—
III. 正味財産期末残高	15,190,500

●大町税務署定期人事異動

7月10日付大町税務署の定期人事異動がありました。法人会に関する職員を紹介します。

新任

職名	氏名	前任地
税務署長	池田 孝	関東信越国税局 課税第二部 統括国税調査官
総務課長	小田多井 寛	関東信越国税局 (長野派遣) 納税者支援調整官
法人課税部門統括国税調査官	本山 和俊	潮来税務署

敬称略

前任

職名	氏名	新任地
税務署長	菊池 孝次	東京国税局
総務課長	塩入 勇樹	諏訪税務署
法人課税部門統括国税調査官	吉田 博之	関東信越国税局

敬称略

大北法人会

<http://hojinkai.zenokuhojinkai.or.jp/taihoku/>より!!

多彩なバリエーションと一流の講師陣による豊富なコンテンツが満載

会員だけの
特典!!

料金無料!!



今すぐ
クリック!

セミナー インターネット DVD でレンタル予約 レンタルサービス!

会社や自宅にしながらインターネットから見たいセミナーが予約できます。
インターネットでサンプル視聴できるので、興味あるDVDやCDが予約できます。
忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適。

STEP1



ネットでお申し込み

STEP2



オフィス・ご自宅
お届け

STEP3



ポストにご返却

豊富なセミナーと一流の講師陣がバックアップします。

■一般経営 ■政治経済 ■環境・高齢化 ■健康・ライフスタイル ■著名人 ■研修・人材育成 ■実務家 ■労務 ■税務・財務・経理 ■法律

財務省・国税庁

【特例制度版】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ

納税の猶予をご利用ください

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

○ 現行の猶予の要件（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

(注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。

2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

○ 現行の猶予が認められると…

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常年8.9%→軽減後年1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率

申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『特例（特例猶予）』が創設されました！

延滞税なし

1年間猶予

無担保

特例猶予の要件

○ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

② 一時に納税することが困難であること。

(注) 収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。

○ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注）。

(注) やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

○ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

納税の猶予の特例 新型コロナ特法第3条



令和2年6月

まずは「国税局猶予相談センター」へ電話でお早めにご相談ください

- 猶予制度に関するお問合せについては、「国税局猶予相談センター」（フリーダイヤル等）をご利用ください。

電話番号はこちら



【受付時間】 8 : 30～17 : 00（土日祝除く。）

【電話番号】 国税局によって異なりますので、国税庁ホームページをご覧ください。
https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu_konnan/callcenter/index.htm

猶予の申請方法

「納税の猶予申請書」を所轄の税務署（徴収担当）に提出してください。

申請は郵送（様式は国税庁HPから入手可能）又は e-Tax をご利用ください。

- 申請書の作成が難しい場合は、国税局猶予相談センター（フリーダイヤル等）にお気軽にご相談ください。
- 収支状況などの確認のため、預金通帳や売上帳等の書類の準備をお願いしますが、書類の提出が難しい場合は、職員が口頭でお伺いします。

ご注意いただきたいこと

- 特例猶予は、納期限までに申請が必要です。
- 特例猶予が受けられない場合でも、要件を満たせば、現行の猶予が受けられる場合があります（現行の猶予は、納期限から6か月以内に申請が必要です。）。

税務署において所定の審査を迅速に行います

猶予が認められると・・・

- 税務署から、猶予税額や該当条項などを記載した猶予許可通知書が送付されます。
- 猶予期間中に猶予中の国税に関する納税証明書（その1）を取得した場合は、「備考」欄に猶予中である旨が記載されます。

その他、個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

次のような個別の事情がある場合は、特例猶予の他に延滞税なしで納税の猶予が認められることがありますので、ご相談の際、お申し出ください。

【ケース1】新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

【ケース2】納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち医療費や治療費等に付随する費用

納税の猶予 国税通則法第46条

国税の猶予の詳細はこちら

国税猶予

検索



※地方税や社会保険料についても同様の制度が設けられています。

地方税については総務省のホームページを、

社会保険料については厚生労働省のホームページをそれぞれご確認ください。

総務省：https://www.soumu.go.jp/menu/kyoteuu/important/kinkyu02_000399.html

厚生労働省：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10925.html

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 緊急経済対策における税制上の措置

令和2年4月30日に「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等が国会で成立し、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている事業者等に対し、緊急に必要な税制上の措置が講じられました。

1 納税の猶予制度の特例

イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して、多くの事業者の収入が急減しているという状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間**、納税を猶予する特例が設けられます。基本的には**全ての税目**が対象です（印紙で納付する印紙税等は除く）。また、社会保険料についても同様の特例措置が講じられます。

特例の概要

- ▷令和2年2月から納期限までの一定の期間（1カ月以上）において、収入が大幅に減少（**前年同期比概ね20%以上の減**）した場合について1年間納税を猶予。
- ▷一時の納税が困難と認められる場合に適用。
 - ・少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。
 - ・収支や財産状況を示す書類の提出が必要。提出が困難な場合は口頭説明も可能。
- ▷担保は不要。
- ▷延滞税は免除。

【申請手続】

令和2年6月30日、又は納期限（申告納付期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。なお、申請書のほか、収入や現預金の状況がわかる書類を提出する必要がありますが、提出が難しい場合には、口頭で状況を説明します。

また、本特例は、既に納期限が過ぎている未納の国税、地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡って特例を適用することができます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する国税、地方税について適用されます。

2 欠損金の繰戻しによる還付の特例

これまで、中小企業者等（資本金の額が1億円以下の法人など）が利用可能だった青色欠損金の繰戻し還付制度について、**資本金の額が1億円超10億円以下の法人**も利用可能となりました。ただし、大規模法人（資本金の額が10億円を超える法人など）の100%子会社及び100%グループ内の複数の大規模法人に発行済株式の全部を保有されている法人等は除かれます。

【適用時期】

令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終

了する各事業年度に生じた欠損金に適用できます。

3 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

中小企業経営強化税制の対象設備である特定経営力向上設備等に、経済産業大臣の認定を受けた経営力向上計画に記載された遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備が、テレワーク等のための設備投資に係る新たな類型（デジタル化設備）として追加されます。

具体的には、以下の特定経営力向上設備等を取得等した場合、**即時償却又は7%（資本金が3,000万円以下の法人は10%）の税額控除**が適用できます。

新たな類型（デジタル化設備）

- （要件）遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
（対象設備）機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア

【適用時期】

令和3年3月31日までに取得をして事業の用に供した場合に適用されます。

4 消費税の課税選択の変更に係る特例

消費税の課税事業者選択届出書（課税事業者選択不適用届出書を含む）については、**原則として課税期間の開始前**に提出する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症により、経営に大きな影響を受けている事業者につき、次の適用要件に該当するときは、税務署に申請し、税務署長の承認を受けることにより、**課税期間の開始後であっても**、課税事業者を選択する（又はやめる）ことが可能となる特例が設けられます。

適用要件

- ① 特例に係る法律の施行（令和2年4月30日）後に申告期限が到来する課税期間において、
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月1日から令和3年1月31日までの期間の内、**一定期間（1カ月以上の任意の期間）の収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上減少）した場合**で、かつ、
- ③ 当該課税期間の申告期限までに申請書を提出した場合
 - （注1）原則として、消費税の申告期限は以下の通りです。
 - ▷法人：課税期間の終了の日の翌日から2カ月
 - ▷個人：課税期間の翌年の3月末
 - （注2）国税通則法11条（災害等による期限の延長）の規定に基づく期限延長については、最寄りの税務署にご相談ください。

なお、本特例の適用を受けて、課税事業者を選択する場合は、**課税事業者を2年間継続する必要はありません**。

【適用時期】

特例法の施行日（令和2年4月30日）以後に確定申告書の提出期限が到来する課税期間について適用されます。

5 中小企業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の措置のため、厳しい経営環境に直面している（※）中小企業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする措置が講じられます。**

（※）令和2年2月～10月までの**任意の3カ月間**の売上が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

【適用時期】

令和3年1月31日までに、**認定経営革新等支援機関等**（税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など））の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

6 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、適用対象を拡充した上で、生産性向上特別措置法の改正を前提に、令和5年3月31日まで適用期限が2年間延長されます。

適用要件
▷対象資産に、 事業用家屋と構築物 を追加 ・事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの ・構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの ※事業用家屋・構築物ともに、 中小事業者等の認定先端設備導入計画に位置付けられたもの ▷生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長（令和5年3月31日まで）

7 特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税措置

公的金融機関や銀行等が、新型コロナウイルス感染症で経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書のうち、令和3年1月31日までに作成されるものについて、**印紙税が非課税**となる措置が講じられます。

なお、特別貸付けとは、当該機関が行う他の金銭の貸付け条件に比し特別に有利な条件で行うものをいいます。

（注）施行日の前日（令和2年4月29日）までに作成され

たものにつき印紙税が納付されている場合には、当該納付された印紙税については、過誤納金とみなして還付されます。

8 住宅ローン控除の適用要件の弾力化

新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等によって住宅への入居が遅れた場合でも、定められた期日までに住宅取得契約が行われている等の一定の場合には期限内に入居したのと同様の住宅ローン控除を受けられるよう、適用要件が見直されました。

適用要件
(1) 住宅ローン控除の控除期間13年間の特例措置 (入居期限：令和2年12月31日⇒令和3年12月31日) ① 注文住宅の新築は令和2年9月末、分譲住宅、既存住宅の取得や、増改築等は令和2年11月末までに契約が行われていること ② 新型コロナウイルス感染症の影響で、注文・分譲・既存住宅又は増改築等の住宅への入居が遅れたこと
(2) 既存住宅を取得した際の住宅ローン控除の入居期限要件 (取得日から6カ月以内⇒増改築等完了の日から6カ月以内) ① 既存住宅取得の日から5カ月後まで、又は関連税制法の施行の日（令和2年4月30日）から2ヵ月後まで、いずれかの期日までに増改築等の契約が行われていること ② 取得した既存住宅に行った増改築等について、新型コロナウイルス感染症の影響で、増改築等後の住宅への入居が遅れたこと

9 その他の項目

・**自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の特例措置の延長**

自動車税、軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限が6カ月延長され、令和3年3月31日までに取得した自家用乗用車（登録車・軽自動車）について適用されます。

・**耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化**

耐震基準不適合既存住宅を取得後に耐震改修した場合の不動産取得税の特例措置について、当該住宅をその取得の日から6月以内に入居できなかった場合でも、一定の要件を満たせば、令和3年度末（令和4年3月31日）までの入居分については、当該特例措置を適用できるなど所要の措置が講じられます。

・**文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用**

政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対し、観客等が入場料等の払戻しを請求しなかった場合には、一定の条件のもと、放棄した金額について、寄附金控除（所得控除又は税額控除）の対象となりました。



〒160-0002 新宿区四谷坂町5-6
FAX：03-3357-6682

全法連ホームページ

新型コロナウイルスに関する対策リンク集



トピックス

雇用調整助成金「特例措置」と「本来の制度」の違いについて



社会保険労務士 **みずの まさや**
水野 誠也

新型コロナウイルス感染症拡大の第2波が収束し、ウイルスに対する知見が集積されつつある中、徐々にではありますが産業活動や社会活動を回復させてゆく動きが見られています。

しかしながら、外国からの入国制限措置の影響を直接受けているホテル・旅館、外食、運輸などの観光関連の各業種や、サプライチェーンの混乱の影響を受けている製造業を中心に、当地域の多くの中小事業者にとって経営環境は依然厳しい状況にあるのが実情です。

このような経済的な混乱が長引く中、国は従業員を解雇することなく雇用の雇用維持を図るため「雇用調整助成金」の活用を呼び掛けています。

「特例措置」と「本来の制度」

雇用調整助成金とは、経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、雇用の維持を図るための休業手当に要した費用を助成する制度です。

新型コロナウイルスの影響を受ける事業主に対しては、緊急対応期間の「特例措置」として支給要件の緩和や1日あたりの支給上限の引上げ、申請書類の大幅な簡素化等が行われ、本来の制度とは異なる運用が行われているところですが、「特例措置」と「本来の制度」との違いについて表にまとめてみました。

	緊急対応期間中の特例措置	本来の制度
支給の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化し、事業活動が縮小している ・最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している（比較対象月を柔軟に取り扱う特例措置あり） ・労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動が縮小している ・最近3か月間の売上高又は生産量などが、前年同期比10%以上減少している。 ・労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている
助成率 (中小企業)	4/5 (解雇等がなければ 10/10)	2/3

	緊急対応期間中の特例措置	本来の制度
支給限度日数	緊急対応期間中は 限度日数なし	1年で100日、3年で150日
一人あたり支給上限	一人あたり 15,000円	一人当たり 8,370円
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険被保険者が助成の対象 ・平均賃金の他、実際に支払った休業手当の額による算定も可能 ・被保険者とならない従業員は「緊急雇用安定助成金」で同様の助成が行われる ・申請書類の大幅な簡素化が実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用保険被保険者が助成の対象 ・平均賃金をもとに支給額を算定

特例期間継続の今後の見通しについて

令和2年9月30日までとされていた緊急対応期間について、本年末まで延長される旨が決定しました。これによって、12月末までは緊急対応期間の特例措置に基づく雇用安定助成金の申請が可能になります。一方で来年1月以降は特例措置を縮小する方向とも報道されており、今後の情報に注意が必要です。

特例期間の縮小・廃止を念頭に準備すべきこと

現在の特例措置のもとでは、解雇などをしていない場合、休業させていても会社の金銭負担は実質的にはほとんどありませんが、今後、特例措置の縮小が行われ、支給上限の引き下げや助成率の見直しが行われた場合には企業の負担が増えることも予想されます。

企業の負担が増え、いよいよ雇用の維持が困難になったときには、退職勧奨あるいは整理解雇を検討せざるを得ない状況も想定されます。特に整理解雇を行う場合には、就業規則等の規定が必要となる上に、いわゆる「整理解雇の4要件」(人員整理の必要性、解雇回避の努力、被解雇者の選定の合理性、手続きの妥当性)を満たす必要があるなど、慎重な対応が必要になってきます。

その時を想定し、就業規則の見直しを行うなど、最も厳しいケースを想定して準備を進めておくことも、会社を守るためには必要なことではないでしょうか。

家族のあり方も見つめ直す—コロナ後の日常

産業カウンセラー 柏木勇一

◆在宅勤務で知った家族関係

地域によって程度は異なりますが、新型コロナウイルス感染問題は、「ステイ・ホーム＝家にいなさい」という現象が示すように、働く人々とその家庭にも影響しました。感染拡大が終息したわけではありません。コロナをめぐる様々な対応が、働き方や家族のあり方に与えた課題は大きく、新しい日常のあり方が問われています。

働く現場の変化は、在宅勤務、テレワーク、リモート会議などの言葉に示されています。これも地域によって、そして工場など業種業態によっても異なりますが、「自宅での仕事に集中したいが、学校も休みでみんな家にいる。うるさくて集中できない。つい、妻や子どもに怒鳴ってしまった。どうしたらいいか」という相談が4月、5月は結構ありました。コロナウイルスが投げかけた問題のひとつとして、家族のコミュニケーションの重要性を感じました。「家族の新しいあり方を見つめ直す機会」と、とらえてみませんか。

◆家族みんなを尊重していますか

こういう質問を、相談をしてきた方に投げかけました。電話での話し合いです。ちょっと沈黙がありました。もし面談だったら、視線をずらして考え込んだかもしれません。出てきた答えは「急にそう言われても、尊重なんて普段は考えていませんね」でした。

家族間のコミュニケーションには、夫婦と親子という2つの関係性があります。どちらにも大切なことは、**相手を尊重できるかどうか**、ということです。子どもは子どもの、母親なら母親の、それぞれ異なる人格、価値観、考え方があることを忘れないでください。一応、ここでの子どもは、小学校高学年以上を想定しています。その人となりは形成されています。子ども扱いすると危ないです。自分本位の大人の考え方を優先して対応すると、親子の間に溝が生じます。夫婦間でも同じでしょう。

イライラしている時は、自分自身の価値観を前面に出している時です。いったん気付いたら、相手の立場も考えてください。学校に行けない、外で友達と遊べない、子どもだって悩んでいるんだ、と考えることができれば怒鳴らないでしょう。この話をした時、相談者からは「みんな辛いんですね」と納得の言葉が返ってきました。

◆アイ(I)メッセージのコミュニケーションを

これは、「あなたはダメだ。あなたは間違っている」と伝えるのではなく、「私はこう思う」と、自分を主語にして、自分の気持ちや考え、時には感情を言葉にして伝えることです。この話し方のメリットは、相手に意見を押し付けるような印象を与えないことです。つまり相手を尊重するコミュニケーションです。例えばテレワークの準備で資料を作成中、子どもが隣でゲームを始めました。「父親が仕事中にゲームとは何だ、けしからん」と思い、イライラが強くなると、「うるさい」と大声が出ます。こんな時「外に行けないからお前もイライラしているのは分かる。こっちの仕事が一段落するまで30分でもいいからゲームはやめてくれないか」という言葉が出れば、子どもも分かってくれるはずです。

コロナ禍がもたらした職場と家庭の変化。危機感を持つことも大事ですが、新しい試みを考え実現していく好機ととらえることも欠かせないでしょう。家族関係の見直し、親子間の信頼につながります。ここで示した、相手を尊重するコミュニケーションは、家庭だけではなく職場でももちろん通用します。ぜひ試みてください。

【筆者紹介】 柏木勇一(かしわざい・ゆういち) 1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

事業報告

◆租税教育活動

5月18日、青年部と女性部は管内の小学校13校444名の6年生児童に租税教育用テキスト「キミも納めてる！税金どこ行くの？タックスフントとけんたくん」を贈り、税に関する絵はがきコンクールへの応募も呼びかけました。新型コロナウイルス感染拡大の影響で休校が続く児童に、税のしくみや必要性について家庭でも楽しく学んで欲しいと寄贈させて頂きました。



◆地域社会貢献事業

池田支部（中山久幸支部長）

6月16日、池田支部は地域社会貢献事業として町内に31基設置してあるコンクリート製プランターに花苗の植栽作業を行いました。早朝より役員7名が参加しヒャクニチソウ、ガザニア、マリーゴールド等の苗を手分けして植栽しました。色とりどりの花々で町中を彩り、町の「花とハーブの町づくり」事業に協力しています。



法人会からのお知らせ

●令和2年度 法人会費納入のお礼

6月30日または8月31日に今年度の法人会年会費を口座振替させて頂きました会員の皆様、お振込み頂きました皆様にお礼を申し上げます。なお、領収証が必要な場合は事務局までご連絡をお願い致します。

●毎年9月開催の会員親睦ゴルフ大会は中止しました。

●10月16日開催予定の県連「青年部合同例会（大北地区開催）」は中止となりました。

●毎年11月に開催の年末調整説明会（税務署主催）は開催されません。

●大北法人会インターネットセミナーのご案内

大北法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます。

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/taihoku/>

- ◆インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用いただけます。
- ◆映像と音声による本格的セミナーが受講できます。
- ◆会員になるとより多くのコンテンツが視聴できます。

●決算説明会・新設法人説明会の 研修用動画を公開しています

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、標記の研修会の開催が中止となりました。ホームページよりテキスト及び研修用動画を公開していますのでご活用ください。

大北法人会ホームページ

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/taihoku/>
⇒新型コロナウイルス感染症に関する対策リンク集
⇒全法連テキスト等の公開

【テキスト】

令和2年度税制改正のあらまし
わかりやすい会社の決算・申告の実務（決算法人用）
*このテキストは同封しています。
新設法人のための会社の税金ガイドブック（新設法人用）

【研修用動画】

これだけは知っておきたい『決算』対策（決算法人用）
経営に差がつく！知って得する『税』のお話（新設法人用）

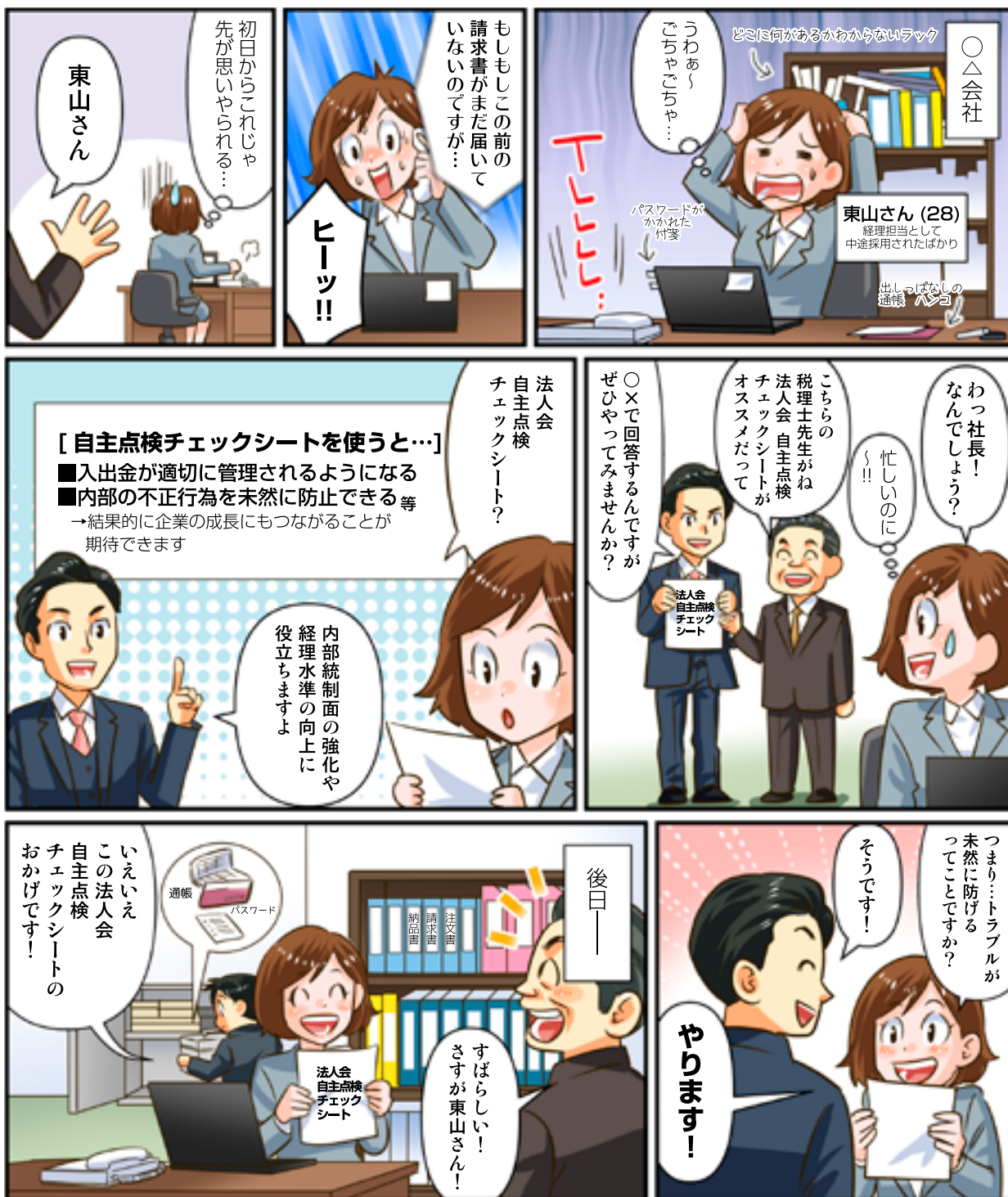
会員のID・パスワードは事務局へお問合わせください。

マンガ
でわかる!

法人会自主点検チェックシート

- 社内体制整備編 -

国税庁後援



お問い合わせ先



一般社団法人 大北法人会

TEL 0261-22-3493

URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/taihoku/>